

コーポレートガバナンス・コード（原案）に関する意見

平成27年1月22日
一般社団法人監査懇話会

はじめに

コーポレートガバナンス・コード原案（以下「本コード」といいます。）に関して意見募集がありましたので、一般社団法人監査懇話会として、下記の通り「意見」を提出させていただきます。

当会は、我が国初の監査役の団体として1954年（昭和29年）に設立され、監査役・監査委員・監事（以下、「監査役等」といいます。）及びその経験者を構成員とし、自主的な活動により運営している団体です。当会は、各種研究会、セミナーなどを通じ、監査役等相互間の情報交換・ネットワーク作りを行うなど、監査役等の自己研鑽の場を提供しています。

1 原則2-3に関して

「社会・環境問題をはじめとしたサステナビリティを巡る課題」に「労働問題」を加え、「社会・労働・環境問題をはじめとした・・・」と改める。

<意見>

「攻めのガバナンス」を目指すべきであるという本コードに異論はありませんが、ともすると「攻めのガバナンス」の強調は「健全性」の軽視につながるおそれがあることには当然留意が必要です。とりわけ、短期的な利益優先の経営が行われる場合は、相対的に弱い立場にある派遣・下請けも含めた人的資源にしわ寄せが行きがちです。

近年社会問題になった偽装請負問題、ブラック企業問題やメンタルヘルス問題の深刻化はその典型的な表れです。これらは、結果として会社の持続的成長を阻害するばかりでなく、日本社会の将来をも危うくしかねません。

そこで「社会・環境問題」に「労働」を加え、サステナビリティを巡る課題の中での労働問題の重要性を明記すべきです。

2 原則4-3に関して

「内部統制システムの構築・運用の有効性・効率性の確保」を明記する。

<意見>

内部統制に関しては、わが国では金融商品取引法と会社法の二つの制度が並存しています。健全なガバナンスの確立のために、こうした制度は重要ではありますが、と

もすれば会社の諸条件を無視して画一的・機械的に基準が適用されがちです。その結果形式的で実効性に欠けたり、自社にとっては必要以上の過剰統制に陥ったりする傾向が存在し、内部統制の目的の一つである業務の有効性と効率性を損ねる場合が少なくありません。

内部統制については、業種・規模・事業特性・機関設計・事業環境等各社が置かれた状況に応じて有効かつ効率的な体制構築・運用を行うべきである旨を明記すべきです。会社法の「内部統制システム」の運用状況の開示が義務付けられることもあり、二つの内部統制制度の一層の統合的・効率的な運用に努めることが重要です。

3 補充原則4-3②に関して

取締役会は、「個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。」との記述を削除する。

<意見>

取締役会は、「これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべき」との記述は理解できますが、「個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。」との記述は、誤解を生むおそれの高い記述と懸念致します。この部分の記述は、削除すべきと考えます。

会社の事業は、適切な経営戦略のもとで遂行される個々の業務執行の総合体であり、会社全体にわたるコンプライアンス体制の構築・運用とは、個々の業務執行におけるコンプライアンス違反を生じさせないためのものです。また、個々の業務執行がコンプライアンスを前提とすることにより、会社全体のコンプライアンス体制が適正に構築・運用される関係にあります。

監査役会設置会社では、「重要な業務執行の決定」は取締役に委任できませんので、個々の重要な業務執行の決定は、取締役会で行わなければなりません。取締役会の意思決定は、その過程・内容が合理的でなければなりません。それはコンプライアンスの遵守を前提として成り立つことです。

4 補充原則4-4①に関して

「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、常勤の監査等委員又は常勤の監査委員を選定すべきである。」と明記する。

<意見>

本補充原則の記述は、適正な内容と考えます。

監査役会にその選定が義務付けられている常勤の監査役は、監査の実効性を高めるべく高度な情報収集力を持つことが期待されています。また、すべての常勤の監査役

はそのように努力すべきと考えます。

他方で、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の監査体制には何ら言及されていません。「所要の読み替えを行った上で適用を行う」とされています。

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社には、常勤の監査等委員又は常勤の監査委員（以下、「常勤の委員」といいます。）の選定が法的には義務付けられていません。これらの会社では、常勤の委員が選定されない場合、内部統制システムの構築・運用状況によりますが、監査役会設置会社と比べ監査の質・量とも劣化する監査体制になるおそれが高いと懸念されます。

現に、指名委員会等設置会社においては、多くの会社で常勤の監査委員が選定されており、監査の実効性の確保のためには、常勤の委員の選定が極めて有用であることは明らかです。

上場会社の監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社が、株主をはじめとしたステークホルダーの負託に応える実効性ある監査体制を構築するためには、監査の核となる常勤の委員を選定することが必要と考えます。

本コードのいずれかの箇所に、「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、常勤の監査等委員又は常勤の監査委員を選定すべきである。」と明記すべきと考えます。

5 補充原則4-10①に関して

「独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会に、監査役候補者の指名も対象とする。」ことを明記する。

<意見>

今回提案の経営陣幹部・取締役の指名に関して、任意の諮問委員会の設置により独立性・客観性と説明責任を強化する考え方に賛成します。

このことに関し、監査役候補者の指名に関する事項は、*[背景説明]*にはありますが、本文中には記述がありませんので、監査役候補者の指名に関しても、任意の委員会の検討事項にすることを明記すべきです。

監査役が独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査するためには監査対象から人事的に独立している必要がありますが、多くの場合、最高経営責任者が実質的に選任権を持っているのが実情と考えます。こうした独立性への懸念が、海外の投資家から日本の監査役制度が評価されない理由の一つとなっていると思われます。

今回提案された任意の仕組みを活用して、監査役候補者の指名についても、独立社外取締役を主要な構成とする諮問委員会が候補者案の検討に関与することは、監査役の独立性確保に寄与するものと期待できます。

また、任意の委員会が監査役候補者について検討する際には、事前に、監査役会の意見を聴取することが望ましいと考えます。

6 その他

(1)「序文」又は「基本原則」に「企業集団」を明記する。

<意見>

本コードの全体を通じ「企業集団」についての記述がありません。当然の前提として明示されていないかも知れません。

しかし、持ち株会社形態の上場会社はもとより、殆どの上場会社が大なり小なり企業集団を形成しています。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、企業集団全体の経営戦略のもとで、その効率化・最適化を図り、また、企業集団全体としての内部統制システムを適正に構築・運用することで達成されるものです。

また、基本原則4に取締役会の役割・責務として規定される「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」とは、企業集団の「企業戦略」と理解されます。

本コードの「序文」又は「基本原則」のいずれかに「企業集団」を何らかのかたちで明示することが必要と考えます。

(2)「基本原則2」に記載された株主以外のステークホルダーの「顧客」の記述方法を修正する。

<意見>

基本原則2に次の記述があります。

「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。」

ここでは、会社に対し「顧客」による「リソースの提供や貢献」をすると記述されていますが、主客が転倒しており、次のように改めるべきと考えます。

「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、顧客への貢献及び従業員、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。」

以 上